

# 特別養護老人ホームスマイル

(指定介護老人福祉施設)

## 運 営 規 程

# 特別養護老人ホームスマイル

## 指定介護老人福祉施設事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人近江薫風会が設置運営する指定介護老人福祉施設スマイル(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、要介護状態にあるご入居者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 施設は、ご入居者一人一人の意思および人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な生活を営むことを支援する。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 上記のほか「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第19号)」を遵守する。

### (施設の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームスマイル
- (2) 所在地 滋賀県米原市寺倉 603 番地の 1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、施設の職員の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、職員にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名(嘱託医師)以上  
医師は、ご入居者の健康管理及び療養上の指導に従事する。
- (3) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、施設の入退所に係る調整、ご入居者またはそのご家族の生活相談、施設サービス計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整に従事する。
- (4) 介護職員 14名以上  
介護職員は、ご入居者の介護等に従事する。
- (5) 看護職員 1名以上  
看護職員は、ご入居者の看護、健康管理等に従事する。
- (6) 栄養士または管理栄養士 1名以上  
栄養士または管理栄養士は、ご入居者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各ご入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

- (7) 機能訓練指導員 1名以上（兼務）  
機能訓練指導員は、ご入居者の生活機能の改善または維持のための機能訓練に従事する。
- (8) 介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員は、ご入居者の施設サービス計画の作成に関する業務に従事する。
- (9) その他の職員 若干名

### （利用定員）

第5条 施設の利用定員は、1ユニット10名、合計3ユニット30名とする。

ユニット毎の定員は次のとおりとする。

ライト 10名 ルーチェ 10名  
ルミエール 10名

### （施設サービスの内容）

第6条 施設サービスの内容は、次のとおりとする。

区 分	提 供 サ ー ビ ス の 概 要
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴又は清拭を週2回行います。</li> <li>寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。</li> </ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>排泄の自立を促すため、ご入居者の方の身体能力を最大限活用した援助を行います。</li> </ul>
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご入居者の方の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を実施します。</li> </ul>
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師や看護職員が、健康管理を行います。</li> </ul>
栄 養 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養士または管理栄養士が作成する献立により、バランスや嗜好に考慮した食事の提供と栄養管理を行います。</li> </ul>
相 談 ・ 援 助	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談員等が日常生活を営むのに必要な相談及び援助を行います。</li> </ul>
自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。</li> <li>清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。</li> <li>口の中の衛生状態を維持・向上するために、食後に口腔ケアを行うように援助します。</li> </ul>
居室の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>全室個室を提供します。</li> </ul>
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養士または管理栄養士が作成する献立表により、栄養並びにご入居者の方の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。</li> <li>ご入居者の方の自立支援のため、原則として、離床のうえ食堂にて食事をしていただきます。</li> <li>職員の見守りが可能な範囲であれば、好きなフロアで、好きな方と食事を取っていただけます。</li> </ul> <p>（食事時間）…下記時間帯は目安とし、ご入居者の方の生活リズムを考慮します。</p> <p>朝食7：30～ 昼食12：00～ 夕食18：00～</p>

特別な食事	・ご入居者の方の希望により特別な食事を提供します。
理美容サービス	・理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。
貴重品管理サービス等	・ご入居者の方の希望により、銀行通帳、印鑑等の貴重品管理サービスをご利用できます。また、公共料金、施設利用料等の支払代行サービスも利用できます。 なお、原則として現金はお預かりしません。
レクレーション、外出	・希望により、レクレーションへの参加や外出をすることができます。

### (利用料等)

第7条 施設サービスを提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービス（現物給付）であるときは、介護負担割合証による自己負担割合に応じた額とし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。施設は、利用料の全額の支払いを受けた場合には、サービス提供証明書を交付する。

2 施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払をご利用者から受けることができる。なお、居住費および食費については、介護保険負担限度額の認定を受けているご入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 居住費 3,370円（1日あたり）
- (2) 食費 1,735円（1日あたり）
- (3) ご入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことより必要となる費用 実費
- (4) 理美容代 実費
- (5) 所持金等管理料
  - ・所持金品管理費 事務登録料 1,100円（1回限り）  
出納事務費 1,500円（毎月）
  - ・財産管理費 事務登録料 500円（1回限り）  
管理料 1,000円（毎月）
- (6) 複写物 10円（1枚）
- (7) 電気製品持ち込み使用料 1品目 40円（1日あたり）
- (8) 寝具代 ご入居者のご家族等が利用する場合 400円（1泊）
- (9) レクリエーション、外出時経費 内容により実費
- (10) 旅行参加費
  - 本人分 要した経費の実費
  - 職員分 ご入居者より半額を徴収
- (11) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、ご入居者に負担を求めることが適当と認められる費用

3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、ご入居者またはそのご家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、ご入居者の同意を得なければならない。

### (施設利用に当たっての留意事項)

第8条 ご入居者は、施設を利用するに当たっては、共同生活の場としての快適性、安全性を確保するための利用を心がけるものとする。

2 ご入居者やそのご家族による、職員へのハラスメント行為（職員への暴力や乱暴な言動、セクシャルハラスメントなど）があった場合、サービスの中断や契約を解除する場合があること。

### **(緊急時等における対応方法)**

第9条 施設に勤務する職員は、事業実施中におけるご入居者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

### **(事故発生時の対応)**

第10条 施設は、ご入居者に対する施設サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご入居者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、ご入居者に対する施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

### **(身体拘束の制限)**

第11条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該ご入居者または他のご入居者等の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

2 前項の身体拘束等を行う場合の手順としては、身体拘束排除マニュアルを用いて行うものとし、やむを得ず身体拘束が必要とされた場合は、管理者への報告を実施する。また、拘束を実施した場合は、その態様および時間、その他ご入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体拘束防止委員会を設置するとともに、介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

### **(人権への配慮等)**

第12条 管理者は、ご入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保するものとする。

### **(虐待防止への対応)**

第13条 職員は、ご入居者に対し虐待はしてはならないとして、虐待防止対応マニュアルに定めており、ご入居者ご本人、保護者、従業者より虐待の通報がある時は、その対応マニュアルにそって対応するとともに、高齢者虐待防止法に基づき市町村（米原市）に通報いたす義務を負うものとし、

2 虐待を未然に防止のための、定期的な研修を実施するほか、その対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。

3 虐待防止に関する措置を適切に実施するために、担当者を置く。

### **(個人情報保護)**

第14条 ご入居者またはそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得たご入居者またはそのご家族の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご入居者またはそのご家族の同意を得るものとする。

### (秘密保持)

第 15 条 職員は、業務上知り得たご入居者またはそのご家族の秘密を保持しなければならない。

- 2 職員であった者が、業務上知り得たご入居者またはそのご家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても秘密を保持すべき旨は誓約書等を用いて必要な措置を講じています。

### (非常災害対策)

第 16 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害および地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者および、火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制を構築するよう努める。

- 2 地域住民との連携および協力を行うものとし、その訓練の実施に当たって、地域住民の参加を得られるものとし、その証として、法人施設の所在地である寺倉自治会との協定を保持するものとする。

### (苦情処理)

第 17 条 管理者は、提供した施設サービスに係るご入居者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講ずるものとする。

施設、行政などの相談窓口については、重要事項説明書に記載のとおりとする。

### (その他運営についての留意事項)

第 18 条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。

- 2 管理者が、居宅介護支援事業者等必要な機関に対してご入居者またはそのご家族に関する情報を提供する場合には、事前に文書により関係者の同意を得るものとする。
- 3 施設は、指定介護老人福祉施設サービスに関する記録を整備し、保存期間については、重要事項説明書に記載のとおりとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人近江薫風会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 附 則

この規程は、滋賀県知事の指定介護老人福祉施設の認可のあった日（平成 28 年 7 月 1 日）から施行する。

平成 30 年 3 月 26 日	改定・施行
平成 30 年 8 月 1 日	改定・施行
2019 年 10 月 1 日	改定・施行
2021 年 5 月 21 日	改定・施行
2022 年 5 月 27 日	改定・施行
2024 年 4 月 1 日	改定・施行